

## 林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善等に関する法律案要綱

### 第一 目的

この法律は、森林の有する諸機能を維持増進する上において林業に必要な労働力の確保が極めて重要であることにかんがみ、林業労働者について、その雇用の安定、雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、林業に必要な労働力の確保に資するとともに、林業労働者の福祉の増進を図ることを目的とすること。（第一条関係）

### 第二 定義等

#### 一 定義

- （一）この法律において「森林」、「森林所有者」及び「国有林」とは、森林法第二条第一項から第三項までに規定する森林、森林所有者及び国有林をいうこと。（第二条第一項関係）
- （二）この法律において「森林計画区」とは、森林法第五条第一項の森林計画区をいうこと。（第二条第二項関係）
- （三）この法律において「林業労働者」とは、林業に従事する労働者をいうこと。（第二条第三項関係）

(四) この法律において「事業主」とは、林業労働者を雇用して林業を行う者をいうこと。(第二条第四項関係)

## 二 関係者の責務

(一) 事業主は、その雇用する林業労働者について、雇用の安定及び労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その福祉の増進に努めなければならないこと。(第三条第一項関係)

(二) 事業主及び事業主の団体は、林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善に関し、相互に協力するように努めなければならないこと。(第三条第二項関係)

(三) 国は、林業労働者の雇用の安定の確保、林業労働者の雇用管理の改善の促進、林業労働者の能力の開発及び向上その他の林業労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならないこと。(第四条第一項関係)

(四) 国は、広報活動、啓発活動等を通じて、林業労働の重要性に対する国民の関心と理解を深めるように努めなければならないこと。(第四条第二項関係)

(五) 国は、林業労働者の労働環境の改善に必要な高性能林業機械の普及その他林業労働者の雇用の安定の確保及び雇用管理の改善の促進に関し必要な事項について、調査及び研究に努めなければならないこと。この場合において、国は、国有林野事業の経営管理に関する知識及び林業技術を活用するものとする。こと。(第四条第三項関係)

(六) 地方公共団体は、林業労働に対する住民の関心と理解を深めるとともに、林業労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めなければならないこと。(第四条第四項関係)

### 三 適用除外

この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しないこと。(第五条関係)

## 第三 基本指針

一 農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働者の福祉の増進に関する基本指針を定めなければならないこと。(第六条第一項関係)

二 基本指針においては、林業労働者の福祉の増進に関する国の基本方針その他第四の地域林業労働計画の指針となるべき事項について定めるものとする。こと。(第六条第二項関係)

三 農林水産大臣及び労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、かつ、農林水産大臣にあつては中央森林審議会の意見を、労働大臣にあつては中央職業安定審議会の意見をそれぞれ聴くほか、都道府県知事の意見を求めなければならないこと。

( 第六条第三項関係 )

四 農林水産大臣及び労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び都道府県知事に通知しなければならないこと。( 第六条第四項関係 )

#### 第四 地域林業労働計画

##### 一 地域林業労働計画の策定

( 一 ) 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内の森林計画区ごとに、毎年、地域林業労働計画を定めなければならないこと。( 第七条第一項関係 )

( 二 ) 地域林業労働計画においては、当該森林計画区について次に掲げる事項を定めること。( 第七条第二項関係 )

イ 林業労働者の雇用の動向に関する事項

ロ 林業労働者の雇用の安定の確保を図るための措置に関する事項

ハ 林業労働者の雇用管理の改善を促進し、並びにその能力の開発及び向上を図るための措置に関する事項

ニ その他林業労働者の福祉の増進を図るための措置に関する事項

(三) 地域林業労働計画は、当該森林計画区における森林施業の合理化に関する事業と調和するものでなければならず、かつ、林業労働者の広範囲の地域における就業の促進及び年間を通じた雇用の確保を図るとともに、林業労働者の所得を増大してその経済的社会的地位の向上に資するように定められなければならないこと。( 第七条第三項関係 )

(四) 都道府県知事は、地域林業労働計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県森林審議会及び地方職業安定審議会並びに関係市町村長の意見を聴かななければならないこととし、かつ、公聴会の開催等林業労働者、事業主、森林所有者その他の関係者の意向を十分に反映させるために必要な措置を講じなければならないこと。( 第七条第四項及び第五項関係 )

(五) 都道府県知事は、地域林業労働計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣及び労働大臣に報告しなければならないこと。(第七条第六項関係)

## 二 要請等

(一) 都道府県知事は、地域林業労働計画の円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主、森林所有者その他の関係者に対し、林業労働者の福祉の増進に関する事項について必要な要請をすることができること。(第八条関係)

(二) 国及び都道府県は、地域林業労働計画の達成に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならないこと。(第九条関係)

## 第五 林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善等

### 一 改善計画の認定等

(一) 事業主は、その雇用する林業労働者の福祉の増進を図るために実施する雇用の安定及び労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置についての改善計画を

作成し、これをその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができること。（第十条第一項関係）

（二）改善計画には、改善措置の目標、改善措置の内容、改善措置の実施時期を記載しなければならないこと。（第十条第二項関係）

（三）都道府県知事は、（一）の認定の申請があった場合において、その改善計画が、当該事業主が雇用する林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。（第十条第三項関係）

（四）（一）の認定を受けた認定事業主は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならないこと。（第十一条第一項関係）

（五）都道府県知事は、認定事業主が認定計画に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができること。（第十一条第二項関係）

## 二 改善措置の実施を促進するための助成

(一) 国は、認定計画に係る改善措置を実施する認定事業主に対して、農林水産省令・労働省令で定めるところにより、必要な助成を行うことができること。(第十二条第一項関係)

(二) (一)の助成を行うに当たっては、振動障害の症状が軽快した林業労働者の雇用の安定のための措置を講ずる認定事業主について、特別の措置を講ずるものとする。(第十二条第二項関係)

### 三 指導及び助言

国及び都道府県は、認定事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。(第十三条関係)

### 四 報告の徴収

都道府県知事は、認定事業主に対し、認定計画に係る改善措置の実施状況について報告を求めることができる。(第十四条関係)

### 五 職業訓練の実施

農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働の遂行に必要な労働者の能力の開発及び向上を図るため、必要な教育及び職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をしなければならないこと。(第十五条関係)

)

## 六 職業紹介の充実等

農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働者になろうとする者の速やかな就業を促進するため、及び林業に必要な労働力の確保を図るため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めなければならないこと。（第十六条関係）

## 第六 林業労働者雇用安定センター

### 一 指定等

（一）都道府県知事は、林業労働者の雇用の安定その他の林業労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であって、二の業務に関し次のイ及びロに適合すると認められるものを、その申請により、森林計画区ごとに一個に限って、当該業務を行う者として指定することができること。（第十七条関係）

イ 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

ロ その他業務の運営が適正かつ確実に行われ、林業労働者の雇用の安定その他の林業労働者の福祉の増進に資すると認められること

(二) (一)の指定には、条件を付け、及びこれを変更することができること。(第十八条関係)

## 二 業務

林業労働者雇用安定センターは、次に掲げる業務を行うものとする。(第十九条関係)

(一) 林業労働者の雇用及び福祉に関する調査研究を行うこと。

(二) 林業労働に係る雇用に関する情報を収集し、林業労働者、林業労働者になろうとする者、事業主、森林所有者その他の関係者に対して提供すること。

(三) 林業労働者の雇用の安定その他の林業労働者の福祉の増進を図るための措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

(四) 林業労働者及び林業労働者になろうとする者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。

(五) その他林業労働者の雇用の安定その他の林業労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと

と。

### 三 事業計画等

- (一) 林業労働者雇用安定センターは、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に提出しなければならないこと。(第二十条第一項関係)
- (二) 林業労働者雇用安定センターは、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならないこと。(第二十条第二項関係)
- (三) 国は、都道府県が、林業労働者雇用安定センターの行う事業に要する経費について補助する場合には、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該補助に要する経費の一部を補助することができること。(第二十一条関係)
- (四) 都道府県知事は、林業労働者雇用安定センターに対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができること。(第二十二条関係)
- (五) 都道府県知事は、林業労働者雇用安定センターが次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができること。(第二十三条第一項関係)

イ 業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

ロ 指定に関し不正の行為があったとき。

ハ 第六の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

ニ 指定の条件に違反したとき。

(六) 都道府県知事は、(五)の処分をしようとするときは、あらかじめ、林業労働者雇用安定センターにその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならないこと。(第二十三条第三項関係)

## 第七 雑則

### 一 農林水産省令・労働省令への委任

この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、農林水産省令・労働省令で定めること。(第二十四条関係)

### 二 罰則

第五の四に違反した者等に対し所要の罰則を科すこと。(第二十五条関係)

## 第八 附則

### 一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

### 二 検討

政府は、林業労働者の雇用状態等を考慮して、労働者災害補償保険制度、雇用保険制度、健康保険制度及び厚生年金保険制度について検討を加え、その結果に基づき、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二条関係)

### 三 その他

関係法律について所要の規定の整備を行うこと。(附則第三条から第五条関係)